

4月1日から「子育て応援特別手当」の受付が始まります

～対象の方に申請書を郵送します～

問合せ定額給付金・子育て応援特別手当専用電話☎551・3339(3月16日から開設)
子育て支援課子育て支援係☎551・1737

子育て応援特別手当は厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、緊急措置として平成20年度限り、幼児教育期の第2子以降の児童について1人あたり3万6千円を支給するものです。

対象となる児童

平成20年度(基準日平成21年2月1日)において小学校就学前3年間に該当する児童(生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの児童)であって、**第2子以降の児童**が対象となります。

※第2子の判定は、18歳以下の児童(生年月日が平成2年4月2日以降の児童)の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

※対象となる児童数は世帯でとらえますので、兄弟等の出生順の数え方とは異なります。

※18歳以下の別居している児童がいる世帯は、子育て支援課へご相談ください。

手当の額と支給対象者

対象となる児童1人あたり3万6千円を、同居している世帯主の方に支給します。

支給方法

原則として口座振込となります。

申請の手続き

支給対象となる児童がいる世帯の世帯主あてに、3月25日頃申請書を普通郵便で郵送します(定額給付金とは別の封筒での郵送となります)。

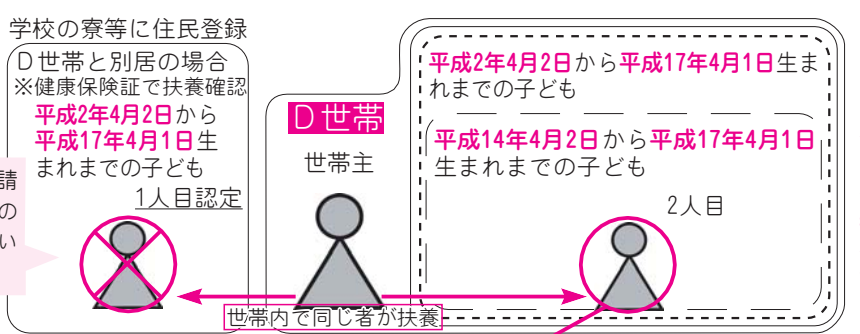
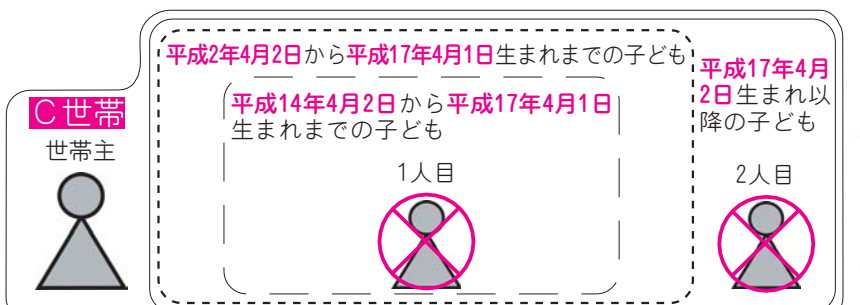
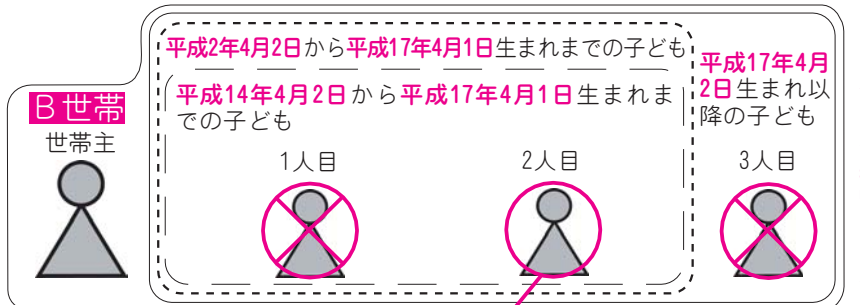
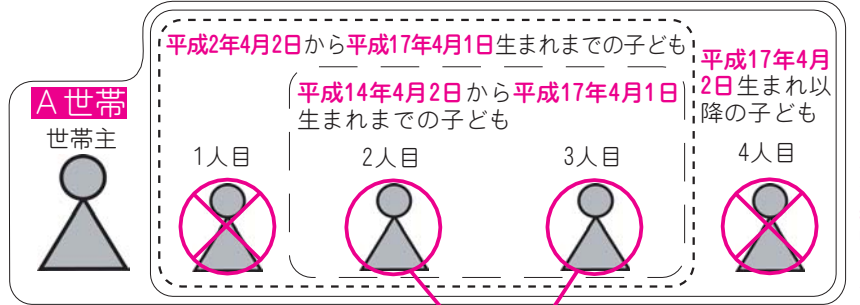
申請書は記入後、必要書類と一緒に返信用封筒で返送してください。また持参の場合は、定額給付金・子育て応援特別手当専用窓口までお越しください。申請書を受付後、口座振込をします(申請書の受付を毎月10日に締め、月末に支給します)。

受付期間4月1日～9月30日(申請期間は6か月間です。忘れずに、また早めに申請をしてください。)

★住民基本台帳及び外国人登録原票に記載されている事項をもとに、支給対象となる児童がいる世帯に申請書をお送りします。支給対象となる児童がいる世帯で申請書が届かない方は子育て支援課にご連絡ください。

★子育て応援特別手当の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

▼「子育て応援特別手当」の対象となる子ども▼



■東京都議会議員選挙の日程が決まりました

7月21日任期満了の東京都議会議員選挙は次のとおり行なわれます。
告示日7月3日(金)投票日7月12日(日)期日前投票日7月4日(土)～11日(土)
問合せ選挙管理委員会事務局☎551・1802

■地上デジタル放送についての相談は

「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」へ

地上デジタル放送の受診に関する相談は、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」まで直接ご相談ください。

問合せ総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター☎0570-07-0101

受付時間 (平日)午前9時～午後9時(土・日曜・祝日)午前9時～午後6時※「地デジコールセンター」に居住地域をお伝えください。

■悪質商法にご注意ください

行政機関や工事業者等を名乗り、不正な請求をする例がおきています。疑わしい工事の勧誘や身に覚えのない代金の請求を受けた場合は、警察署、消費者センターなどへご相談ください。

問合せ福生警察署☎551・0110
福生市消費者相談室☎551・1511(市役所代表)

2月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	768	-87	175	32
昼間(午前7時～午後7時)	575	-140	112	10
夕刻(午後7時～10時)	177	42	62	22
夜間(午後10時～午前7時)	16	11	1	0
最高音圧レベル(デシベル)	124	7	101	3

注意! D世帯の場合、申請書をお送りできませんので、子育て支援課へお問い合わせください。

4月の無料相談 問合せ秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	1日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	2日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	14日(火)			
法律相談	3日(金)・8日(水) 15日(水)・22日(水)			
交通事故相談	16日(木)	午前9時～午後4時	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課☎03・5320・7733へ。
税務相談	23日(木)			
少年相談	17日(金)	午前9時～午後4時	市役所1階第1相談室	予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎042・642・1677へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日			
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	地域振興課☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552・2121
金融相談	9日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

■防災行政無線による火災や迷い人の放送内容の確認は、こちらの専用番号☎539・2061、539・2062へ。

「公開します 市政情報」、「保護します 個人情報」、「ご利用ください 個人情報保護制度」に関するお問い合わせは、総務課法制総務係☎551・1576へ。